

我が国におけるeシールサービスの状況等に関する情報提供依頼

別紙1

- 社会全体のデジタル化が進展する中で、送信元のなりすましや電子データの改ざん等を防止する仕組みであるトラストサービスが大きな役割を果たすことが期待される場所。
- 総務省では、令和3年6月に「eシールに係る指針※¹」(以下、「指針」という。)を公表し、トラストサービスの1つであるeシールについて、その定義※²や、技術や運用等の主要素に関する一定の基準を示した。
- 今後、eシールの民間サービスの信頼性を我が国において評価する仕組み等を検討するに当たっては、我が国における当該サービスの状況等を十分に把握しておくことが必要。
- 以上のことから、eシールの定義に合致すると考えられるサービスやeシールと近い機能を持つと考えられるサービス等について、我が国においてどのようなものが提供されているか、広く情報提供を依頼するものである。
- ファイル転送サービス、会計ソフト等、サービスの一機能としてeシールが提供されている場合も対象とする。
- サービス提供主体者だけでなく、第三者からの情報も含め、広く情報提供を依頼する。

※1 eシールに係る指針(https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf)

※2 電子文書の発信元の組織を示す目的で行われる暗号化等の措置であり、当該措置が行われて以降当該文書が改ざんされていないことを確認可能とする仕組み

概要	
情報提供依頼期間	4月13日(木)から5月12日(金)までの30日間
依頼内容 ※①か②のいずれかのみ の回答も可	①我が国において、指針における定義に合致するeシールを提供するサービス(過去提供していた、又は将来提供予定のサービスを含む。)について、サービスの提供事業者、サービスの名称、サービスの概要 ②eシール同様に、電子文書の発行元の組織等を示す目的で行われる何らかの措置を含むサービスについて、サービスの提供事業者、サービスの名称、サービスの概要
情報の活用方法	今後、我が国において、eシールの民間サービスの信頼性を評価する仕組み等を検討する際の参考とする。